

社会保険の適用促進対策について

平成29年3月29日



厚生労働省年金局事業管理課

これまでの適用促進対策

これまでの取組

社会保険の未適用事業所に対する適用促進については、従来から取り組んでいる課題であり、これまでも

○平成14年度から雇用保険適用事業所情報

○平成24年度から法人登記簿情報

を活用し、社会保険の適用の可能性がある事業所を把握し加入指導等に取り組んできた。

しかしながら、法人登記簿情報には、休眠法人やペーパーカンパニー等が多数含まれており効率的な適用対策が図れない状況であった。

平成27年度からは、国税庁の法人事業所の情報の提供を受け、従業員を雇い給与を支払っている事業所の把握が可能となり、これを加入指導に活用することにより、さらなる適用促進の取組を進めている。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
適用事業所数	1,748,578	1,745,027	1,758,192	1,800,619	1,867,185	1,974,655	2,085,039 (1月末)
被保険者数	34,411,013	34,514,836	34,717,319	35,272,821	35,985,388	36,863,741	38,151,331 (1月末)
新規適用事業所数	67,300	69,719	74,677	91,457	113,430	157,184	154,926 (1月末)
うち、加入指導により適用となった事業所数	4,808	6,685	8,322 19倍超	19,099	39,704	92,550	107,470 (2月末)

【社会保険の適用調査対象事業所数の推移】

約79万件 (平成27年9月末時点) → (※) 約43万件 (平成29年2月末時点) → 約52万件 (平成29年2月末時点)

(※) 加入指導により適用となった事業所のほか、調査時点では、
①既に適用済みである事業所、②休業等により適用対象外と判明した事業所が存在。

約8.5万件

✓ 国税庁から、新たに入手した法人情報により判明した事業所

社会保険の加入状況にかかる実態調査の結果の概要

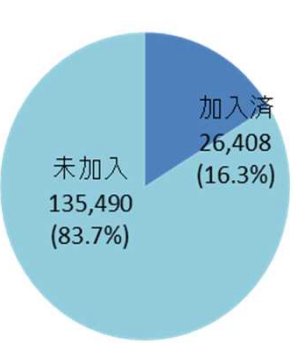
630,128事業所(1)に送付。161,898事業所(25.7%)が回答。

(※) 国税庁と年金機構の情報から平成28年8月末現在で社会保険の適用可能性があるとして把握された事業所

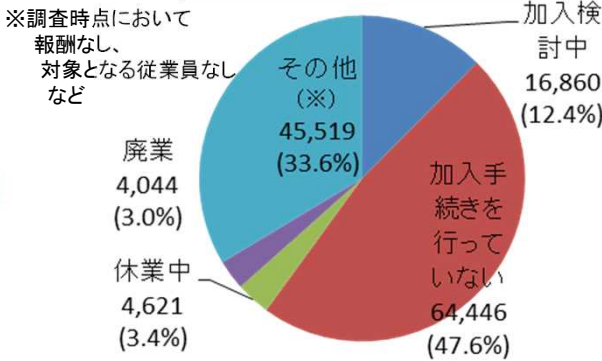
調査結果のポイント

- 社会保険未加入と回答があった事業所(135,490事業所)のうち、加入手続きを行っていないとの回答があったのは約50%(64,446事業所)
- 加入手続きを行っていない事業所の約90%が、5人未満の小規模事業所
- 未加入被保険者数が多い上位5業種は、不動産業(不動産賃貸業等)、建設業、料理・飲食店業、飲食料品小売業、対個人サービス業(理容業・美容業、クリーニング業等)
- 加入手続きを行っていない理由は、①保険料の負担が困難、②加入要件を知らなかった、③加入にメリットを感じないの順

① 加入状況



② 未加入事業所(135,490)の状況

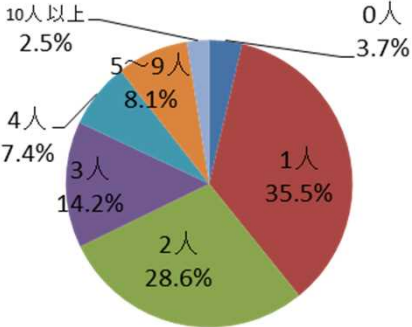


④ ②で加入手続きを行っていないと回答した事業所(64,446)の業種別の状況(被保険者数順)

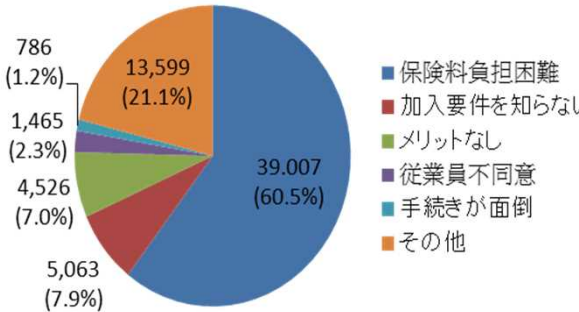
- (※1) 不動産賃貸業など
- (※2) 理容業・美容業、クリーニング業など
- (※3) 土木建築サービス、各種コンサルタントなど
- (※4) ソフトウェア、広告など

	事業所数	被保険者相当数	割合	平均被保険者相当数
総計	64,446	149,945人	100.0%	2.3人
不動産業 (※1)	10,665	16,878人	11.3%	1.6人
建設業	5,083	12,797人	8.5%	2.5人
料理・飲食店業	3,173	10,390人	6.9%	3.3人
飲食料品小売業	3,008	9,787人	6.5%	3.3人
対個人サービス業 (※2)	2,863	8,793人	5.9%	3.1人
その他のサービス業 (※3)	4,444	8,755人	5.8%	2.0人
その他の小売業	2,849	7,008人	4.7%	2.5人
対事業所サービス業 (※4)	2,580	5,649人	3.8%	2.2人
食料品製造業	871	3,052人	2.0%	3.5人
金属製品製造業	927	2,933人	2.0%	3.2人
農業・林業	916	2,742人	1.8%	3.0人
その他の製造業	893	2,660人	1.8%	3.0人
自動車修理業	784	2,216人	1.5%	2.8人
道路貨物運送業	450	2,156人	1.4%	4.8人
飲食料品卸売業	752	2,116人	1.4%	2.8人
機械製造業	796	2,053人	1.4%	2.6人
その他の卸売業	854	1,935人	1.3%	2.3人
家具、建具、じゅう器小売業	775	1,621人	1.1%	2.1人
新聞、出版、印刷業	662	1,567人	1.0%	2.4人
衣服、身の回り品小売業	719	1,543人	1.0%	2.1人
その他	20,382	43,294人	28.9%	2.1人

③ ②で加入手続きを行っていないと回答した事業所(64,446)の被保険者数の分布



⑤ ②で加入手続きを行っていないと回答した事業所(64,446)が挙げた理由



適用対策の更なる強化策

適用調査対象事業所に対する実態調査の結果を踏まえ、適用対策の強化を図る。

新規事業所対策	未適用の事業所が多い業種への対応	○新たに未適用事業所を発生させない取組として、地方自治体等が行う新規営業許可申請時等に社会保険・労働保険の加入状況を確認し、厚生労働省に情報提供を求める。 厚生労働省は、提供された情報を日本年金機構等と共有し、日本年金機構等は当該情報に基づき、加入勧奨を行う。 ○今回の実態調査の結果を踏まえて、関係業界に社会保険・労働保険の制度を周知するとともに、加入について要請を実施する。
既存事業所対策	①事業所の従業員規模に応じた加入指導	○適用要件を満たす事業所は、全て適用する事が原則であり、計画的・効果的に適用促進を進めるため、下記を目途に、加入すべき被保険者数が5人以上の事業所から、優先的に加入指導等を実施し、適用を進める。 ・被保険者が10人以上の事業所：平成30年9月末 ・被保険者が5人以上10人未満の事業所：平成31年9月末 ・被保険者が5人未満の事業所のうち、事業主1人で事業を営んでいる法人事業所（1人法人事業所）や家族のみで経営されている事業所（家族事業所）以外の事業所：平成31年9月末 ※ 加入指導を効率的に行う観点から、平成29年度前半にモデル年金事務所において、専門家を交えて、様々な取組を実施した上で、効果的な取組を集積し、全国展開を図る。
	②既存の適用事業所における未適用従業員への対応	○厚生年金保険の被保険者数と雇用保険の被保険者数の乖離が大きい事業所を調査対象事業所に選定することにより、効果的な適用漏れ対策に取り組む。
国保との連携	市町村国民健康保険窓口との連携	○市町村国民健康保険担当課は、社会保険に関するリーフレットを設置し、国民健康保険の加入手続を行う者等が自ら社会保険の加入要件等を確認し、必要に応じ、年金事務所に相談できるようにする。（平成29年4月より実施） ○市町村の実情に応じて、国民健康保険の加入手続時や保険料の納付相談時等にチェックリストによる就労状況の確認を行い、社会保険の加入要件に該当する可能性がある場合に年金事務所に確認申立を回付する等の取組をモデル的に実施。（平成29年度前半に実施）

社会保険の適用対策の更なる強化について（工程表）

		平成28年度	平成29年度												平成30年度		平成31年度		
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	10月	4月	10月	
Ⅰ 新規設立事業所への対応	厚生労働省所管業種	自治体等へ通知発出	自治体等における準備			運用開始													
	他省庁所管業種		関係省庁との調整			順次取組を開始													
Ⅱ 既存の未適用事業所への対応		モデル年金事務所における実効的な取組を集積																	
①10人以上の事業所		来所要請や訪問指導などを中心とした加入指導を実施 意図的に届出を行わない事業所については立入検査を実施																	
②5～9人の事業所		来所要請や訪問指導などを中心とした加入指導を実施 意図的に届出を行わない事業所については立入検査を実施																	
③5人未満の事業所		委託業者を活用した訪問による加入勧奨等を実施 ※1人法人事業所や家族事業所以外の事業所を優先的に対応																	
Ⅲ 市町村国民健康保険窓口での対応	自治体等へ通知発出	窓口におけるリーフレットの設置																	
		モデル実施						市町村国民健康保険担当課と年金事務所の連携した取組を実施											
Ⅳ 適用事業所における未適用従業員への対応		厚生年金の被保険者数と雇用保険の被保険者数の乖離が大きい事業所に対し重点的に事業所調査を実施																	

参 考 資 料

新規事業所対策

現在の取組

次の業種について、事業の許可等の際に、許可行政庁において社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（労災保険及び雇用保険）の加入状況について確認し、加入が確認できない場合は、日本年金機構及び都道府県労働局へ情報提供が行われている。

- 建設業……………許可行政庁：国土交通省地方整備局、都道府県
- 貨物自動車運送業、旅客自動車運送業……許可行政庁：国土交通省地方運輸局
- 労働者派遣業……………許可行政庁：都道府県労働局

新たな取組

- 事業を開始するに際し、許可等を必要とする厚生労働省所管の業種について、地方自治体等に、新規営業許可（届出、指定等含む）申請時等の際に社会保険及び労働保険の加入状況を確認していただき、適用されていることが確認できなかった場合には厚生労働省への事業所情報の提供を求める。（平成28年度内を目途に地方自治体等に連絡し、平成29年7月実施予定。）

【実施方法】

- ・地方自治体等に対して各業の新規営業許可が申請された際に、適用通知書、保険料の領収証書等といった、社会保険等の加入状況が確認できる書類の提出又は提示を求める。
- ・確認の結果、申請時点において、社会保険等の適用が確認出来なかった場合（加入手続中含む）は、対象事業所の情報（事業所名、所在地、連絡先、従業員数等）を厚生労働省へ提供いただく。
- ・厚生労働省は、提供された情報を日本年金機構及び各都道府県労働局と共有し、日本年金機構等は提供された情報に基づき、対象事業所への加入勧奨を実施する。

【対象業種】

飲食店営業、食品製造業、理容業・美容業、社会福祉事業など

- これらの取組に加え、今後、他省庁所管の許可等を必要とする業種についても、日本年金機構による実態調査の結果も踏まえ、所管省庁に対して、同様の取組を要請する予定。

既存事業所への対応

取組の方針

- ・ 適用要件を満たす事業所は、全て適用することが原則であり、計画的・効果的に適用促進を進めるため、加入すべき被保険者数が5人以上の事業所から、優先的に加入指導を実施する。
- ・ 加入すべき被保険者が5人未満の事業所については、1人法人事業所や家族事業所以外の事業所(家族以外の従業員がいる事業所)を優先的に加入指導を行う。
- ・ 実態調査の回答がなく事業実態等の把握ができていない事業所については、委託業者を活用した訪問による加入勧奨を実施する。
- ・ 加入指導にあたっては、来所指導や訪問指導などを行ったうえ、意図的に届出を行わない事業所については立入検査を行う。
- ・ 加入指導を効率的に行う観点から、平成29年度前半にモデル年金事務所において、専門家を交えて、様々な取組を実施した上で、効果的な取組を集積し、全国展開を図る。

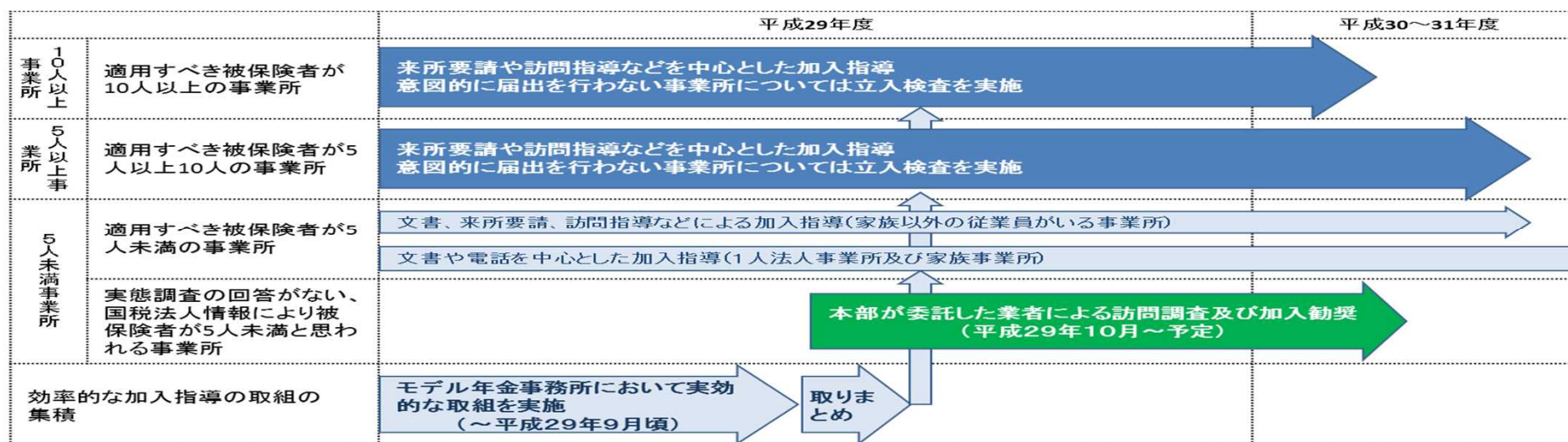
取組のスケジュール

下記を目途に、加入すべき被保険者数が5人以上の事業所から、優先的に加入指導等を実施し、適用を進める。

○被保険者が10人以上の事業所 : 平成30年9月末

○被保険者が5人以上10人未満の事業所 : 平成31年9月末

○被保険者が5人未満の事業所(特に家族以外の従業員がいる事業所) : 平成31年9月末

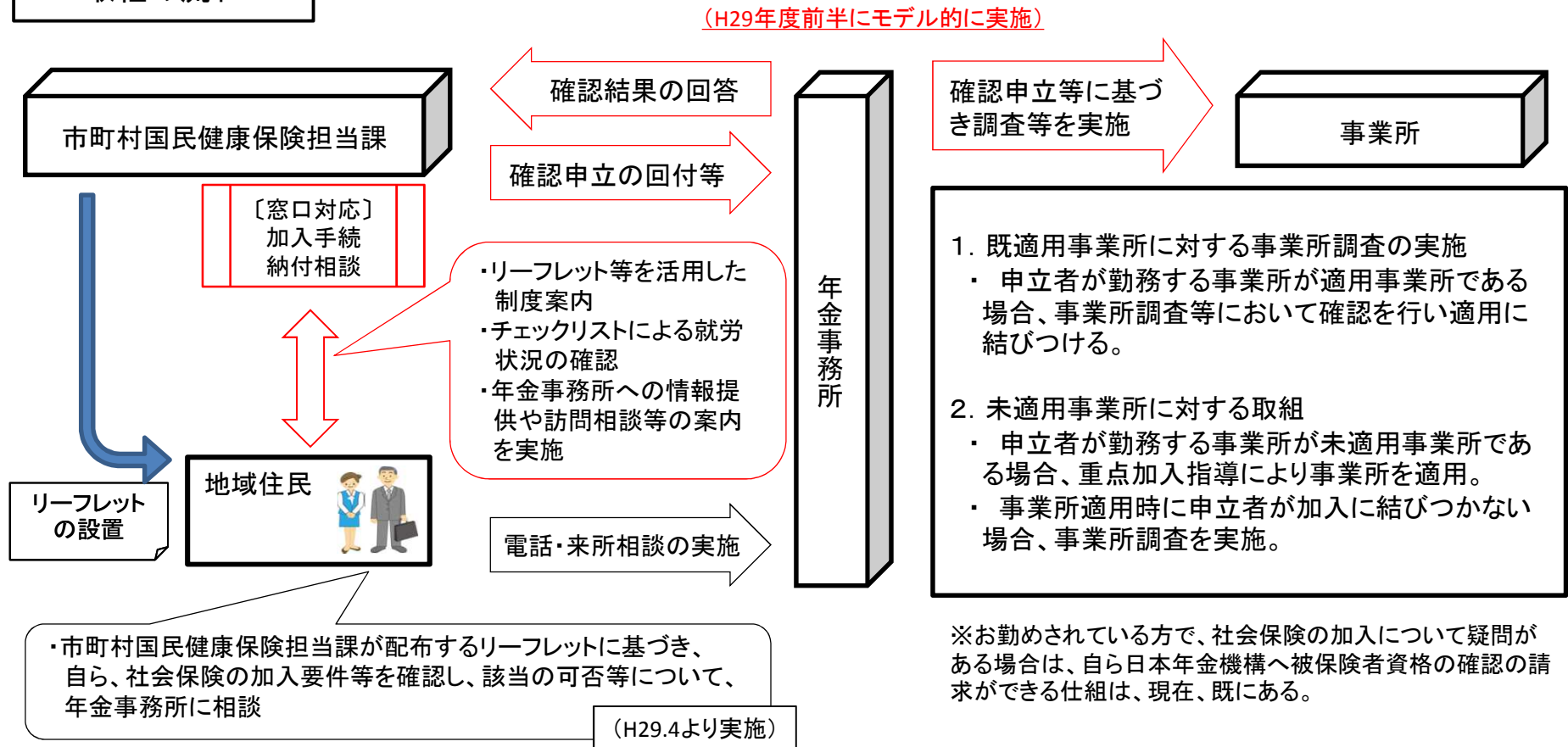


市町村国民健康保険と連携した適用促進対策

連携の概要

- ・市町村国民健康保険担当課は、社会保険に関するリーフレットを設置し、国民健康保険の加入手続を行う者等が自ら社会保険の加入要件等を確認し、必要に応じ、年金事務所に相談できるようにする。（平成29年4月より実施）
- ・市町村の実情に応じて、国民健康保険の加入手続時や保険料の納付相談時等にチェックリストによる就労状況の確認を行い、社会保険の加入要件に該当する可能性がある場合に年金事務所に確認申立を回付する等の取組をモデル的に実施。（平成29年度前半に実施）

取組の流れ



効果的な適用事業所への事業所調査

取組の方針

○ 適用の適正化を図るため、総合調査と定時決定時調査を効果的に実施する。

【総合調査】被保険者の資格の取得、喪失及び報酬等の届出内容について総合的に確認する調査

対象は次の事由に該当する事業所に対して実施

- ア 未加入の適用従業員が多いと想定される業種の事業所（被保険者10人以上又は雇用保険情報等との人数の乖離が大きい事業所）
- イ 過去の事業所調査において指摘があった事業所
- ウ 短時間適用拡大の対象となった特定適用事業所
- エ その他、受付届書の返戻が多い事業所など、特に事業所調査が必要であると判断した事業所
- オ 過去に自主手続により新規適用となった事業所のうち、事業所調査を実施していない事業所

【定時決定時調査】主に報酬の届出内容について確認する調査

対象は次の事由に該当する事業所に対して実施

- カ 過去に加入指導により新規適用となった事業所のうち、事業所調査を実施していない事業所
- キ ア～カ以外の事業所

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
総合調査	ア 未適用従業員が多いと想定される業種	平成28～29年度 2年間で計画的に実施		2年間で計画的に実施
	イ 事業所調査において指摘事項があった事業所	過去に指摘があった事業所	平成28・29年度に指摘があった事業所	
	ウ 特定適用事業所	平成28年10月から2年間で計画的に実施		
	エ その他、特に事業所調査が必要であると判断した事業所	随時実施		
	オ 平成24年～27年度に自主手続により新規適用となった事業所のうち、調査未実施事業所	平成28～30年度の3年間で計画的に実施 （早期に、適用から2年以内に調査を実施するサイクルとする。）		
定時決定時調査	カ 平成24年～27年度に加入指導により新規適用となった事業所のうち、調査未実施事業所	平成28～30年度の3年間で計画的に実施 （早期に、適用から2年以内に調査を実施するサイクルとする。）		
	キ その他事業所	前回調査から6年以内に実施するよう計画的に実施		

日本年金機構と関係機関との連携概要

情報提供元	対象事業者等 (開始時期)	情報提供元における対応の概要等	未加入事業者への対応
国土交通省 地方整備局 都道府県担当部局	・建設業者 (平成24年11月)	・許可・更新、経営事項審査、立入検査時において、厚生年金等の加入状況を確認。加入が確認できない場合は、文書による加入指導を行う。 ・加入指導後4カ月以内に加入したことが確認できない場合は、再度文書による加入指導を行う。 ・再指導から2カ月以内に加入が確認できない場合に情報提供。	・年金事務所において、再三の加入指導等をしていなお未加入等の場合は、<u>行政処分等を実施。</u> 例) 営業停止処分
国土交通省 地方運輸(支)局	・貨物自動車運送事業者 ＜トラック事業＞ (平成15年6月) ・旅客自動車運送事業者 ＜バス・タクシー事業＞ (平成18年4月)	・新規事業者 ⇒ 事業許可後、運輸開始届時に社会保険の加入状況を確認。加入が確認できない場合は、巡回監査等(開始届後6カ月以内)において確認、指導。<u>指導してもなお未加入の場合に情報提供。</u> ・既存事業者 ⇒ 巡回監査等において確認、指導してもなお未加入の場合は情報提供。	・年金事務所において、加入指導をしていなお未加入等の場合は、<u>行政処分等を実施。</u> 例) 車両使用停止処分
都道府県労働局	・派遣元事業主等 (平成19年4月)	・労働者派遣事業の許可、許可更新等 ⇒ 許可申請等(許可更新の3か月前)の際、事業主から提出される派遣事業計画書において、<u>社会保険の加入が適正に行われていないと疑われる事業所を情報提供。</u> ・派遣元事業主等に対する監督指導 ⇒ 派遣元事業主、派遣先又は請負事業主への監督の結果、<u>社会保険の加入漏れ等の疑いがある事業所を情報提供。</u>	・許可、許可更新等 年金事務所から適正な届出の指導を受けた事業主のうち、許可及び許可更新前までに是正を行わなかった場合は、<u>許可及び許可更新が行われない。</u>
都道府県労働局	・求人申込み事業主 (平成17年4月)	・公共職業安定所に事業主が求人申込みを行う際、<u>社会保険の加入が適正に明示されていない場合は求人を受理するが、紹介を保留(非公開)。</u> ・公共職業安定所が「厚生年金等加入相談票」を事業主に交付し、<u>事業主の責任において年金事務所に訪問し、厚生年金等に係る求人条件が適正か否かの確認を行う。</u> ・公共職業安定所は、交付した相談票の写しを年金事務所に送付する。	・年金事務所において、加入指導をしていなお未加入等の場合は、<u>求人は保留(非公開)のまま有効期限切れで取消しとなる。</u>

厚生年金保険・健康保険の適用事業所について

- 厚生年金保険・健康保険（以下「厚生年金保険等」という。）では、事業所を単位に適用されます。厚生年金保険等の適用を受ける事業所を適用事業所といい、法律によって加入が義務づけられている事業所を「強制適用事業所」といいます。

★ 強制適用事業所

強制適用事業所とは、次の①または②に該当する事業所で、事業主や従業員の意思に関わらず、法律により厚生年金保険等への加入が義務づけられています。

- ① 次の事業を行い、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所
製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒介斡旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業（以上16事業）

※強制適用とはならない主な事業（16事業以外）

第1次産業（農業・林業等）、サービス業（飲食店、理容・美容等）、法務（弁護士、会計士等）、宗教（神社・寺院等）

- ② 常時従業員を使用する国・地方公共団体又は法人の事業所

社会保険の加入状況に係る実態調査の結果について

厚生労働省年金局事業管理課

I 調査の背景

- ・ 国税庁の法人情報により把握した、適用調査対象事業所について、重点的・計画的な適用促進を実施するため約 63 万事業所に対して調査票を用いた調査を実施した。
- ・ 調査は平成 28 年 3 月～11 月にかけて実施した。

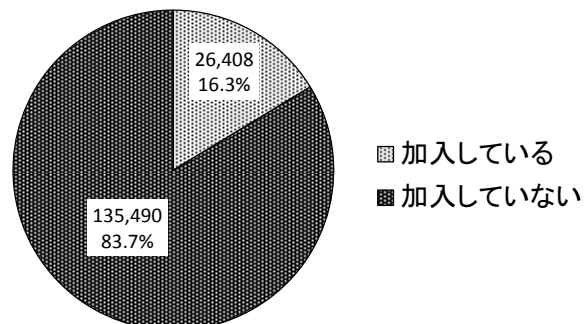
II 主な調査結果

(1) 回答状況

調査票送付数 630,128 件に対して、161,898 件（25.7%）の回答を得た。

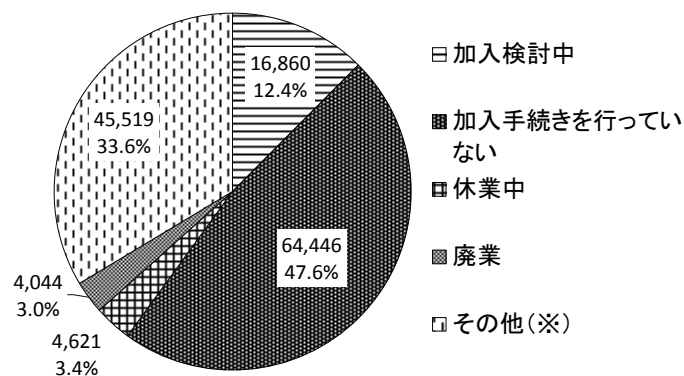
(2) 回答のあった事業所の社会保険の加入状況

回答のあった 161,898 事業所の 83.7%にあたる 135,490 事業所が「社会保険に加入していない」と回答した。



(3) 加入していない事業所の状況

社会保険に加入していないと回答した 135,490 事業所の 47.6%にあたる 64,446 事業所が「事業を行い、賃金・報酬の支払いを行っているが、社会保険の加入手続きを行っていない」と回答した。



※その他は、調査時点において「報酬なし」、「対象となる従業員なし」等

(4) 加入未手続き事業所の状況

① 業種別 被保険者相当数

「事業を行い、賃金・報酬の支払いを行っているが、社会保険の加入手続きを行っていない」と回答した 64,446 事業所における、「常勤の役員（報酬の支払い有り）」、「常時雇用されている従業員」及び「パートタイマー（週の労働時間がおおむね 30 時間以上）」の人数の合計（以下、「被保険者相当数」とする。）を業種別に集計すると、上位より順に以下ようになった。

	被保険者相当数(人)	割合(%)
総計	149,945	100.0
不動産業(※1)	16,878	11.3
建設業	12,797	8.5
料理・飲食店業	10,390	6.9
飲食料品小売業	9,787	6.5
対個人サービス業(※2)	8,793	5.9
その他のサービス業(※3)	8,755	5.8
その他の小売業	7,008	4.7
対事業所サービス業(※4)	5,649	3.8
食料品製造業	3,052	2.0
金属製品製造業	2,933	2.0
農業・林業	2,742	1.8
その他の製造業	2,660	1.8
自動車修理業	2,216	1.5
道路貨物運送業	2,156	1.4
飲食料品卸売業	2,116	1.4
機械製造業	2,053	1.4
その他の卸売業	1,935	1.3
家具、建具、じゅう器小売業	1,621	1.1
新聞、出版、印刷業	1,567	1.0
衣服、身の回り品小売業	1,543	1.0
その他	43,294	28.9

(※1) 不動産賃貸業など

(※2) 理容業・美容業、クリーニング業など

(※3) 土木建築サービス、各種コンサルタントなど

(※4) ソフトウェア、広告など

② 業種別 事業所数

①に掲げた 20 業種について、それぞれの事業所の数は以下のとおりであった。

	事業所数	割合(%)
総計	64,446	100.0
不動産業	10,665	16.5
建設業	5,083	7.9
料理・飲食店業	3,173	4.9
飲食料品小売業	3,008	4.7
対個人サービス業	2,863	4.4
その他のサービス業	4,444	6.9
その他の小売業	2,849	4.4
対事業所サービス業	2,580	4.0
食料品製造業	871	1.4
金属製品製造業	927	1.4
農業・林業	916	1.4
その他の製造業	893	1.4
自動車修理業	784	1.2
道路貨物運送業	450	0.7
飲食料品卸売業	752	1.2
機械製造業	796	1.2
その他の卸売業	854	1.3
家具、建具、じゅう器小売業	775	1.2
新聞、出版、印刷業	662	1.0
衣服、身の回り品小売業	719	1.1
その他	20,382	31.6

③ 業種別、被保険者相当数階級別 事業所数割合

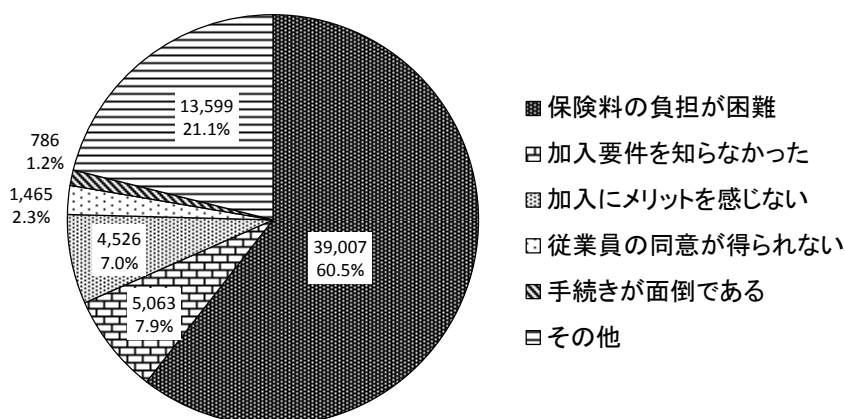
①に掲げた 20 業種について、被保険者相当数の階級別の事業所数の分布と 1 事業所あたり平均被保険者相当数を表にすると、以下のとおりであり、総計の約 9 割は被保険者相当数が 5 人未満の事業所であった。最も被保険者相当数の多い不動産業は、1 事業所あたり平均被保険者相当数が 1.6 人と総計の平均の 2.3 人より少なく、また、被保険者相当数が 0 人または 1 人の事業所の割合が 48.8%と総計の 39.2%より大きかった。

(単位: %, 人)

	総数	5人未満	0人(再掲)	1人(再掲)	2人(再掲)	3人(再掲)	4人(再掲)	5～9人	10人以上	平均(人)
総計	100.0	89.4	3.7	35.5	28.6	14.2	7.4	8.1	2.5	2.3
不動産業	100.0	97.6	5.6	43.2	30.9	12.8	4.9	2.2	0.2	1.6
建設業	100.0	87.0	1.7	34.5	28.0	14.7	8.1	10.7	2.3	2.5
料理・飲食店業	100.0	79.5	1.4	20.7	28.1	16.8	12.6	15.6	4.9	3.3
飲食物品小売業	100.0	79.8	1.7	23.7	29.5	15.8	9.2	14.9	5.3	3.3
対個人サービス業	100.0	81.9	2.3	26.4	28.4	15.3	9.5	12.9	5.2	3.1
その他のサービス業	100.0	92.4	4.1	45.4	27.0	10.3	5.7	6.0	1.7	2.0
その他の小売業	100.0	89.4	3.2	30.4	29.9	18.0	7.9	8.5	2.1	2.5
対事業所サービス業	100.0	90.1	4.5	48.6	24.9	8.7	3.4	6.4	3.5	2.2
食料品製造業	100.0	76.1	3.8	18.5	28.1	15.2	10.5	17.4	6.5	3.5
金属製品製造業	100.0	80.6	1.2	24.3	25.1	19.0	11.0	14.7	4.7	3.2
農業・林業	100.0	80.5	8.1	17.0	22.5	17.0	16.0	13.9	5.6	3.0
その他の製造業	100.0	83.6	2.1	29.6	26.1	15.7	10.1	10.9	5.5	3.0
自動車修理業	100.0	85.3	0.9	20.6	30.1	18.7	15.0	13.1	1.6	2.8
道路貨物運送業	100.0	62.6	3.0	23.4	20.3	10.7	5.1	22.0	15.4	4.8
飲食物品卸売業	100.0	84.1	3.2	25.7	26.9	17.7	10.6	12.6	3.3	2.8
機械製造業	100.0	88.6	1.7	32.0	29.2	16.9	8.9	9.3	2.1	2.6
その他の卸売業	100.0	90.1	1.8	33.7	32.7	15.2	6.8	8.3	1.7	2.3
家具、建具、じゅう器小売業	100.0	94.6	2.1	29.9	33.5	21.6	7.5	5.0	0.4	2.1
新聞、出版、印刷業	100.0	91.1	1.5	33.9	31.3	17.3	7.1	7.1	1.8	2.4
衣服、身の回り品小売業	100.0	92.3	2.1	38.5	31.7	14.2	5.9	6.3	1.4	2.1

④ 加入手続きを行っていない理由

「社会保険の加入手続きを行っていない」と回答した 64,446 事業所について、加入手続きを行っていない理由の内訳をみると、以下のとおりであり、「保険料の負担が困難」を理由として挙げる事業所が 60.5%と最も多く、次いで「加入要件を知らなかった」(7.9%)、「加入にメリットを感じない」(7.0%) であった。



⑤ 業種別、加入手続きを行っていない理由別 事業所数割合

①で被保険者相当数が多かった上位 20 業種について、業種別に加入手続きを行っていない理由の内訳をみると、不動産業では「保険料の負担が困難」を理由に挙げる割合は低く、「加入にメリットを感じない」、「加入要件を知らなかった」等を理由に挙げる割合が他の業種と比べて高くなっている。

(単位: %)

	総数	保険料の負担が困難	加入要件を知らなかった	加入にメリットを感じない	従業員の同意が得られない	手続きが面倒である	その他
総計	100.0	60.5	7.9	7.0	2.3	1.2	21.1
不動産業	100.0	36.2	11.7	12.9	1.6	2.0	35.5
建設業	100.0	78.1	4.4	4.5	2.6	0.6	9.9
料理・飲食店業	100.0	76.8	5.1	3.0	3.4	0.6	11.0
飲食料品小売業	100.0	74.8	6.5	3.8	2.6	0.8	11.5
対個人サービス業	100.0	72.2	5.0	4.4	2.9	0.6	14.9
その他のサービス業	100.0	60.9	6.0	6.7	2.3	0.8	23.3
その他の小売業	100.0	67.9	6.1	6.5	1.9	1.1	16.5
対事業所サービス業	100.0	61.8	5.7	5.7	2.5	0.7	23.6
食料品製造業	100.0	72.9	5.2	5.2	2.2	0.6	14.0
金属製品製造業	100.0	77.8	4.2	3.7	2.4	0.8	11.2
農業・林業	100.0	61.8	7.2	5.8	4.4	1.3	19.5
その他の製造業	100.0	76.8	3.9	4.0	2.0	0.2	13.0
自動車修理業	100.0	80.6	2.4	5.1	2.8	0.4	8.7
道路貨物運送業	100.0	74.7	4.7	3.3	4.7	0.4	12.2
飲食料品卸売業	100.0	66.6	7.6	4.4	3.1	0.9	17.4
機械製造業	100.0	67.7	7.4	6.8	1.8	0.8	15.6
その他の卸売業	100.0	64.3	6.9	5.9	2.0	1.4	19.6
家具、建具、じゅう器小売業	100.0	72.4	5.8	6.8	1.2	0.9	12.9
新聞、出版、印刷業	100.0	75.7	4.4	4.8	1.4	0.9	12.8
衣服、身の回り品小売業	100.0	70.1	6.7	4.7	1.8	1.0	15.7

⑥ 被保険者相当数階級別、加入手続きを行っていない理由別 事業所数割合

被保険者相当数の階級別に加入手続きを行っていない理由の内訳をみると、以下のようになり、被保険者相当数の多い事業所ほど「保険料の負担が困難」や「従業員の同意が得られない」を理由に挙げる割合が高くなり、被保険者相当数の少ない事業所ほど「加入にメリットを感じない」や「加入要件を知らなかった」といった制度に対する理解度が低いことに起因すると思われる理由を挙げる割合が高くなっている。

(単位: %)

	総数	保険料の負担が困難	加入要件を知らなかった	加入にメリットを感じない	従業員の同意が得られない	手続きが面倒である	その他
総計	100.0	60.5	7.9	7.0	2.3	1.2	21.1
5人未満	100.0	61.9	8.7	7.9	1.8	1.4	18.4
1人(再掲)	100.0	56.1	9.7	8.5	1.3	1.1	23.3
2～4人(再掲)	100.0	65.9	7.9	7.4	2.2	1.6	14.9
5～9人	100.0	78.8	4.2	3.0	6.1	1.0	7.0
10人以上	100.0	82.0	2.5	2.3	7.3	0.3	5.6

⑦ 業種別、年齢階級別 従業員数割合

①で被保険者相当数が多かった上位 20 業種について、従業員（週の労働時間がおおむね 30 時間未満など、社会保険の適用対象とならない者も含む）の年齢構成をみると、以下の表のようになった。総数でみると 50 歳代以上が全体の約 6 割を占めるが、料理・飲食店業や飲食料品小売業においては他の業種に比べて 30 歳代以下の占める割合が高くなっている。

(単位: %)

	総数	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
総計	100.0	9.5	12.0	18.3	19.1	26.4	14.6
不動産業	100.0	2.8	9.1	14.7	18.8	29.6	25.0
建設業	100.0	5.1	12.4	20.6	18.7	31.2	11.9
料理・飲食店業	100.0	25.2	14.9	18.2	15.5	18.5	7.9
飲食料品小売業	100.0	26.9	15.6	18.8	15.0	16.9	6.7
対個人サービス業	100.0	11.0	15.5	20.0	19.4	22.8	11.4
その他のサービス業	100.0	9.8	12.2	18.6	21.3	27.8	10.2
その他の小売業	100.0	7.4	11.2	19.3	20.9	27.0	14.2
対事業所サービス業	100.0	5.0	11.7	20.5	22.9	27.9	12.0
食料品製造業	100.0	5.6	9.8	18.5	20.7	29.1	16.4
金属製品製造業	100.0	3.4	9.4	20.9	19.3	28.1	18.9
農業・林業	100.0	3.9	8.8	11.0	20.0	37.7	18.5
その他の製造業	100.0	3.5	11.6	21.9	20.8	26.8	15.3
自動車修理業	100.0	3.3	11.8	24.5	19.8	26.4	14.1
道路貨物運送業	100.0	3.7	12.1	27.8	24.6	22.9	8.8
飲食料品卸売業	100.0	4.3	9.7	17.7	20.6	28.9	18.7
機械製造業	100.0	3.6	9.8	20.4	18.6	30.0	17.6
その他の卸売業	100.0	2.6	8.7	18.2	18.6	33.7	18.1
家具・建具、じゅう器小売業	100.0	2.2	8.2	16.6	18.5	35.7	18.8
新聞、出版、印刷業	100.0	1.6	7.7	21.0	21.8	30.0	18.0
衣服、身の回り品小売業	100.0	7.8	9.8	15.9	20.5	31.6	14.4

⑧ 被保険者相当数階級別、年齢階級別 従業員数割合

被保険者相当数の階級別に従業員（週の労働時間がおおむね 30 時間未満など、社会保険の適用対象とならない者も含む）の年齢構成をみると以下のようになり、被保険者相当数の多い事業所ほど若い世代の構成割合が高くなる傾向がある。

(単位: %)

	総数	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
総計	100.0	9.5	12.0	18.3	19.1	26.4	14.6
5人未満	100.0	7.2	10.5	17.7	19.8	28.5	16.3
1人(再掲)	100.0	5.6	8.4	16.7	21.9	31.3	16.1
2～4人(再掲)	100.0	7.8	11.4	18.1	18.9	27.3	16.4
5～9人	100.0	13.7	16.0	21.3	17.4	20.7	10.9
10人以上	100.0	20.4	17.6	19.5	16.5	19.1	7.0

⑨ 業種別、被保険者相当数に占める本人または親族の割合階級別 事業所数割合

①で被保険者相当数が多かった上位 20 業種について、被保険者相当数に占める本人または親族の割合をみると、以下の表のようになった。総数でみても 100%、つまり被保険者相当数が全て親族で占められている事業所が 53.1%と過半数を占めたが、不動産業では 69.7%の事業所で被保険者相当数のうち親族の割合が 100%となっており、際だって高くなっている。

(単位: %)

	50%未満	50%以上100%未満	100%
総計	33.6	13.3	53.1
不動産業	22.4	7.9	69.7
建設業	37.9	17.1	45.0
料理・飲食店業	43.0	19.9	37.1
飲食料品小売業	37.0	15.9	47.1
対個人サービス業	42.0	15.9	42.1
その他のサービス業	35.4	12.0	52.5
その他の小売業	32.3	16.5	51.2
対事業所サービス業	37.0	11.2	51.9
食料品製造業	35.9	16.9	47.2
金属製品製造業	36.2	18.6	45.2
農業・林業	39.3	17.1	43.6
その他の製造業	40.0	17.1	42.9
自動車修理業	34.8	22.9	42.3
道路貨物運送業	55.7	13.5	30.8
飲食料品卸売業	36.1	19.2	44.7
機械製造業	31.0	16.4	52.6
その他の卸売業	33.9	14.9	51.3
家具、建具、じゅう器小売業	28.1	15.0	57.0
新聞、出版、印刷業	35.7	13.0	51.3
衣服、身の回り品小売業	32.2	12.8	55.0

⑩ 被保険者相当数階級別、被保険者相当数に占める本人または親族の割合階級別 事業所数割合

被保険者相当数の階級別に被保険者相当数に占める本人または親族の割合をみると以下のようになり、被保険者相当数の少ない事業所ほど親族の占める割合が高くなる傾向がある。

(単位: %)

	50%未満	50%以上100%未満	100%
総計	33.6	13.3	53.1
5人未満	28.6	12.7	58.7
1人(再掲)	34.5	-	65.5
2~4人(再掲)	24.5	21.5	54.0
5~9人	66.8	22.9	10.3
10人以上	94.9	3.7	1.4